

岩手県告示第291号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

令和元年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園
- 2 位置 陸前高田市気仙町字中堰、字砂盛、字木場及び字土手影の各地内
- 3 区域 別紙図面のとおり。
- 4 供用開始の期日 令和元年9月22日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。